

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 回 総 会

令和3年4月2日

第1回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月2日(金)

午前10時00分～

場 所 熊野市文化交流センター

交流ホール

(出席農業委員)

委 員	1 番	原田 稔夫
委 員	2 番	西垣戸 勝
委 員	3 番	岡田 住夫
委 員	4 番	山門 克明
委 員	5 番	西 厚
委 員	6 番	島田 勝好
会 長	7 番	栗原 清志
委 員	8 番	西久保 貞俊
委 員	9 番	山口 政高
委 員	10 番	橋本 和子
委 員	11 番	福岡 淳史
委 員	12 番	福山 康子
委 員	13 番	栗須 幹生
副会長	14 番	大江 文章

(事務局)

事務局長	福岡 稔雄
農政係長	鈴木 健
係	竹原 千名

会議次第

- 1 開会
- 2 農業委員会委員任命式
- 3 市長挨拶
- 4 仮議長選出
- 5 議事
 - (1) 会長選出
 - (2) 議席決定
 - (3) 会長職務代理者選出
 - (4) 部会構成の決定
 - (5) 部会役員選出
 - 農地部会長 振興部会長
 - 同副部会長 同副部会長
 - (6) 議案第1号 熊野市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 6 その他

事務局 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから熊野市農業委員会委員の任命式および第1回熊野市農業委員会総会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、福岡と申します。今年度から農林業振興課長と農業委員会事務局長を兼務させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、このたび農業委員となられる皆様に辞令の交付をいたします。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

(各委員の名前を読みあげる)

時間の都合もございますので、代表の方に市長より辞令をお渡しし、他の委員の皆様には、後程会長からお一人ずつ辞令をお渡しいたします。福岡様、代表でお願いします。

(代表して福岡委員に辞令を交付)

皆様方は、農業委員会制度改正に伴い、議会の同意を得て農業委員として市長から任命されました。これからの3年間よろしくお願いいたします。

本日の総会は、任期満了による任命の後、最初に行われる農業委員会総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長の招集となっております。

それでは河上市長からご挨拶をいただきたいと思います。

市長 皆様おはようございます。本日はお忙しい中ご参集いただき誠に有難うございます。また平素から農業行政の推進に格別のご協力・ご理解を頂きこの場をお借りして、忠心より深く感謝を申し上げる次第でございます。今、辞令を交付させていただいたわけですが、委員の皆様方にはこの後の総会の審議のほか、担い手への農地利用の集積・遊休農地の発生防止更には新規参入の促進など、熊野市の農業振興のためこれから3年間、農業者の代表としてご尽力賜りますようよろしくお願い致します。さて、熊野市の農業については、皆様ご承知でありますように農業従事者の減少・高齢化後継者不足の問題に加えて、獣害の被害も多く発生しており、厳しい状況に何ら変わりはありません。そのような中でも市といたしましては、農地の利用集積については、所有者の方が農地の集積や連担化に協力した場合は、補助金を交付する取り組みや45歳以上の方が新たに就農した場合に国からの補助を受けて、市から150万円を交付することになっておりますが、それに加えて市から

50万円交付する取り組みを行っております。また最近ではニッチな品目でございますが、唐辛子の栽培などみかん・高菜に続くものになるかどうかは別であります。農業振興のために唐辛子をはじめ、様々な品目に取り組んでおります。農地については昨年、熊野市農業振興地域整備計画の見直しを行い、今後の土地利用の目標を定め、優良農地の確保、農村環境の維持向上などに尽くせるように、計画の見直しを行いました。熊野市は言うまでもなく農業は基幹産業でございます。今後とも必要な支援を行わせていただき、ミカンや高菜に続く新たな特産品の振興を今後とも図っていこうと思っております。それに加えて今年度は、金山町にアグリパーク構想として新たな取り組みを行うこととしております。この内、アグリという部分につきましては、高性能・先進的な温室ハウスを整備して、イチゴなどの品目を進めるようにしております。パークの部分については、農村・農業公園でありますから、そのイメージとして伊賀のモクモクファームのような構想を建て、単に農村・農業公園にするだけではなく、地域の産業と連携して、集客交流や産業振興を図れるようにしていきたいということでございます。規模といたしましては、少なくとも10億、15億を超える大きな構想でございます。熊野市の農業の核になるようにと考えております。今後皆さんの声をお聞きしながら、中身についても精査し、より良いものにしようと思っておりますので、この点につきましても、ぜひご意見を頂ければ幸いと存ずる次第でございます。繰り返しになりますが、農業は熊野市にとって基幹産業でございます。農業振興のために皆様方のご理解・ご協力・ご尽力を賜りますように、心からお願いを申し上げさせていただきます。挨拶とさせていただきます。3年間どうかよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。

本日、ご参集の皆さんは、顔なじみの多い中ではございますが、新人の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。大泊町の町原田委員さんからお願いいたします。

原田委員 大泊町の原田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

西垣戸委員 井戸町の西垣戸です。よろしくお願い致します。

岡田委員 有馬町の岡田住夫です。よろしくお願い致します。

山門委員 有馬町の山門です、どうぞよろしくお願い致します。

西委員 久生屋町の西です。よろしくお願い致します。

島田委員 金山町の島田勝好です。よろしくお願いします。

栗原委員 飛鳥町の栗原です。よろしくお願いします。

西久保委員 五郷町の西久保です。よろしくお願いいたします

山口委員 神川町の山口でございます。よろしくお願いします。

橋本委員 育生町の橋本です。よろしくお願いします。

福岡委員 紀和町平谷の福岡です。よろしくお願いします。

福山委員 紀和町湯ノ口の福山です。よろしくお願いします。

栗須委員 紀和町の栗須です。よろしくお願いいたします。

大江委員 井戸町の中立委員の大江です。

事務局 ありがとうございます。

ここで市長が他の公務のため、退席させていただきます。

(市長退席)

どうもありがとうございました。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

農政係長の鈴木健君です。

鈴木係長 農政係長の鈴木です、よろしくお願いします。

事務局 つづきまして、農政係の竹原千名さんです。

竹原さん 農政係の竹原です。よろしくお願いします。

事務局 紹介を終わります。

それでは、これより、総会議事に移らせていただきます。

仮議長の選出ですが、最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、年長者である、福岡委員さんに仮議長をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(仮議長着席)

仮議長(福岡委員) 皆さん、こんにちは。ただいま仮議長の指名を受けました 福岡です。議事運営に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は、14名であります。

定足数に達しておりますので、これより熊野市農業委員会第1回総会を開会いたします。

それでは議事に入ります。仮議長としての議事は、会長の互選のみとさせていただきます、事後の議事につきましては、新会長が運営されますので、ご了承ください。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今の着席の議席といたします。

次に、会長の互選を行います。

その方法についてですが、熊野市農業委員会規程第2条によりますと会長の互選は、単記無記名の投票あるいは、会議に諮って他の方法によることができるかとされております。いずれの方法にしますか、よろしくご協議願います。

まず、投票にするか、推薦にするか、互選の方法についてご協議願います。なお、ここでは、個人名はお控えくださいますようお願いいたします。

原田委員 推薦がいいと思います。

仮議長 推薦によるとの声があがりました。推薦でよろしいですか。

(異議なし)

仮議長 ご異議なしと認め、会長の互選は、推薦によることといたします。

それでは、推薦をよろしくお願いいたします。

原田委員 栗原委員を推薦します。

仮議長 栗原委員を推薦する声があがりました、ほかにありませんか。

ほかにご意見がなければ、栗原委員が会長に就任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

仮議長 ご異議がないようですので、栗原委員が今期の会長に就任することに決定いたしました。

仮議長 それでは、新会長と議長を交代いたします。新会長、議長席にお着き下さい。議事の進行にご協力ありがとうございました。

(議長交代)

議長(栗原委員) 皆様おはようございます。ただ今、委員皆様にご推挙いただきまして、熊野市農業委員会会長の要職につかせていただくことになり、身の引き締まる思いでございます。さて、熊野市の農業は高齢化により農業者が減少しているうえ、後継者や担い手不足による耕作放棄で荒廃した農地が増加するなど、問題が年々深刻化しております。このような中、今回改選が行われたわけですが、新しい農業委員会制度になってから2度目の改選ということで、新制度に対応した農業委員会の体制は既に整い、農地の利用等の最適化に向けた取組としての担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発

生防止・解消、新規参入の促進の推進にますます期待が寄せられているところでございます。我々農業委員会といたしましては、その役割と責任を重く認識し、農業委員14名と最適化推進委員7名が相互に連携し、農地所有者等の意向把握や集落での会合に参加するなど、農地等の利用最適化の推進を図ってまいりたいと思います。私といたしましても、熊野市農業委員会の発展のため、皆様と一緒に地域農業の新たな展開を目指して、今後3年間、職責に鋭意努力する所存でございます。今後も今まで同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。

(拍手)

議長(栗原委員) それでは、熊野市農業委員会総会会議規則第四条の規定によりますと、会長が総会の議長となり、議事を整理する、となっておりますので、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力願います。

先ず、議席についてですがいかが取り計らいましょうか。

福岡委員 議長一任

議長 議長一任の発言がございましたが、左様取り計らってよろしいでしょうか。
(このままで) という声。

議長 このままでというお声がありましたので、議席は、ただ今、ご着席の仮議席を本議席といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということなので、ただ今ご着席の仮議席を本議席と決定いたします。事務局より報告させます。事務局。

事務局 お手元に配布しております「熊野市農業委員名簿」をご覧いただきたいと思っております。それでは、報告させていただきます。

須野町から木本、井戸、有馬、久生屋、金山、飛鳥、五郷、神川、育生、そして紀和の順番で、1番 原田稔夫委員、2番 西垣戸勝委員、3番 岡田住夫委員、4番 山門克明委員、5番 西厚委員、6番 島田勝好委員、7番 栗原清志委員、8番 西久保貞俊委員、9番 山口政高委員、10番 橋本和子委員、11番 福岡淳史委員、12番 福山康子委員、13番 栗須幹生委員、14番 大江文章委員、以上であります。

次回総会には、整理した名簿を配布いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 以上、よろしく、お願いいたします。

次に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条、第3項に議長が指名するとなっておりますので、1番原田委員、2番西垣戸委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に会長職務代理者、副会長の互選を行います。その方法についてですが、会長の互選同様、熊野市農業委員会規程第2条に副会長の互選は、「単記無記名の投票」或いは、「会議に諮って他の方法によることができる」とされております。いずれの方法にしますか。よろしくご協議願います。互選の方法についてご協議願います。

原田委員 議長一任。

議 長 議長一任の発言をいただきましたが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしということですので、大江文章委員さんに副会長をお願いしたいと思います、拍手をもってご承認願います。

(拍 手)

議 長 この会場に大江委員さんがいらっしゃいますので、本席からご通知申し上げます。就任ご承諾のほどよろしくお願いいたします。

一言ございましたらどうぞ。

大江委員 今、議長から指名されました、大江でございます。3年間農地部副部長として、毎月の現地調査で市内を回らせていただきまして、農業の状況が把握でき、少しわかってきたように思います。職務代理者として、非常に重責を感じております。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

(拍 手)

議 長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、部会構成であります。新しく農業委員になられた方もございますので、部会の設置について事務局から説明をいたさせます。

事務局。

事務局 部会の設置について説明させていただきます。部会の設置につきましては、農業委員会に関する法律第16条で、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができるとされております。

本市の場合は、正式な部会ではなく、決定事項はすべて総会で決定する

ことになりますので、特に部会ごとの会議は開催しておりませんが、委員会活動を円滑に進めるために農地部会、振興部会の2つの部会を設置し、委員会を運営しております。お配りしております資料に熊野市農業委員会の専門部会設置並びに部会会議規約がございますので後ほどご参照いただきたいと思います。以上です。

議長 部会につきましては、ただいま事務局から説明したとおりであります。部会の構成につきまして、いかが取り計らいましょうか。
(議長一任)

議長 議長一任の声がありましたので、さよう取り計らってよろしいですか。
(異議なし)

議長 それではそのようにいたします。
地域性ほか、いろいろ勘案して、部会委員の選考を行いたいと思います。暫時休憩いたします。副会長、別室の方へよろしく申し上げます。
(休憩)

議長 会議を再開します。
部会委員の選考を慎重に行いました。委員全員の方々に満足いただける結果とは申し上げられないかも知れませんが、私どもといたしましては、地域性等を尊重しながら、万全を期して選考したつもりでございます。
ご不満の方もおられるかも知れませんが、よろしく願い申し上げます。事務局から選考の結果を報告いたします。

事務局 それでは、事務局から選考の結果を報告いたします。
議席の番号順に申し上げます。

1 番原田委員さん、振興部会。2 番西垣戸委員さん、農地部会。3 番岡田委員さん、振興部会。4 番山門委員さん農地部会。5 番西委員さん、振興部会、6 番島田委員さん、農地部会。8 番西久保委員さん、振興部会。9 番山口委員さん、農地部会。10 番橋本委員さん、農地部会。11 番福岡委員さん、振興部会。12 番福山委員さん、振興部会。13 番栗須委員さん、農地部会。以上でございます。

なお、会長、副会長さんにつきましては、両方の部会に所属いたします。次回総会のときに整理したものをお渡しいたしたいと思います。以上です。

議長 それぞれの部会での委員皆様のご活躍をお願いいたします。
次に各部会の正・副部会長互選のため、農地部会の方はこの場所で、振

興部会の方は隣の研修室で会議をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開します。各部会の正副部会長が互選されましたので、事務局より報告いたさせます、事務局。

事務局 それでは報告させていただきます。

農地部会長に栗須委員さん、同じく副部会長に山口委員さん。振興部会長に岡田委員さん、同じく副部会長に福山委員さん。以上のおりでございます。

議 長 それでは、改めまして、

農地部会長に栗須委員さん、農地部副部会長に山口委員さん。

振興部会長に岡田委員さん、振興部副部会長に福山委員さんが就任されました、今後3年間よろしくをお願いいたします。

それでは、農地部会長さんに一言ご挨拶をお願いいたします。

栗須委員 栗須です、これから3年間、現地調査のある時は職務を全うしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(拍手)

議 長 振興部会長さん、一言お願いします。

岡田委員 岡田です、これから3年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(拍手)

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に、議案第1号熊野市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局 ご説明いたします。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。熊野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第3条で、推進委員の定数は7人とすると定めております。昨年11月6日から12月3日まで推薦および応募による募集をしました。各候補者は、お手元にお配りしております、「熊野市農地利用最適化推進委員候補者名簿」のとおりです。須野から木本地区担当は、新鹿町在住の西優一さん72歳、井戸・有馬地区担当は有馬町在住の岩本功二さん66歳、

久生屋・金山地区担当は金山町在住の前川幸也さん54歳、飛鳥地区担当は飛鳥町神山在住の杉谷俊毅さん63歳、五郷地区担当は五郷町桃崎在住の大橋秀行さん70歳、育生・神川地区担当は育生町大井在住の辻本浩規さん69歳、紀和地区担当は紀和町大栗須在住の檜平誠さん63歳の7名でございます。推薦・応募の別は、皆さん応募となっております。

なお、熊野市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程第6条の規定に定める選考委員会は、候補者が定数どおりでしたので開催しておりません。

以上ご説明申し上げました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案第1号農地利用最適化推進委員の委嘱について事務局より説明がありましたが、ご意見があれば発言をお願いします。

議長 ございませんか。特にご意見もないようですので、お諮りいたします。

議案第1号熊野市農地利用最適化推進委員の委嘱についてにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第1号につきましては、原案を承認することと決定いたします。

それでは、次に移らせていただきます。事務局から資料説明をお願いします。

事務局 はい、事務局。それでは、委員の皆さんに総会事項書と一緒に資料を配布させていただいております。ご確認をいただきたいと思います。なお、新しく委員さんになられました方には、委員バッチ、農業委員手帳、帽子をお配りしております。

資料につきましては、後ほど係長の鈴木から説明をさせていただきます。

資料の説明に入る前に、私から農業委員会について少し説明をさせていただきます。

まず、農業委員会は、市町村に置かれる行政機関であります。平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な事務であることを明確化に位置づけられました。また、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員は、推進委員と連携して農地等の利用の最適化の推進に取り組むこととされております。

農業委員会の組織構成ですが、市町村に農業委員会、都道府県機構であ

る農業会議、全国機構である全国農業会議所があり、三段階の系統組織となっております。

農業委員会の業務ですが、農地の権利移動や農地転用などの法令に基づく専属的権限として行う業務、法的権限に基づく業務ではありませんが、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進を図る業務などがございます。農業委員会の総会の議案は、合議体である委員さんの審議によって決定されます。

次に、事務局の役割ですが、会長の指揮を受け、農地法等に基づく申請書の受付、書類審査等農業委員会に係わる農地事務に従事いたします。

次に、委員の皆さんの身分ですが、非常勤の地方公務員であるとされており、特別職の地方公務員であります。ただし、一般の地方公務員法の適用は受けないとなっております。

委員の任期ですが、3年間で、令和6年3月31日までとなっております。役員の任期も同様です。

それでは、資料の内容につきまして、鈴木係長から説明いたします。

事務局（鈴木係長）

それでは、配布させていただいております、資料についてご説明させていただきます。時間の関係もございますので、主な事項についてのみ説明させていただきます。

2ページをお開き願います、2ページと3ページは農業委員会に関する法律を抜粋しております。農業委員会等は、目的達成のため農地問題の公正円滑な処理、利用権の設定の促進や多彩な業務を実施することとなっております。第4条は組織に関する事項で、委員は非常勤の地方公務員となります。

第5条には会長に関する事項、第6条には、農業委員会の所掌事務である法令事務、利用促進事務に関する事項等が記載されております。

また、3ページの第17条では農地利用最適化推進委員の委嘱に関することと4ページには31条で、委員は自己または、その同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。議場から一時、退席していただくこととなっております。

次に5ページをお願いします。5ページには、熊野市の条例で農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数条例が定められております。農業委員の定数が14人と推進委員の定数が7人です。

次に7ページをお願いします。7ページ、8ページは農業委員会会議規則が定められており、総会は、この会議規則に基づきまして進めさせていただいております。第3条では会議を欠席する場合は、会長に届出をしなければならないとなっております。実際に欠席する場合は事務局へご連絡いただければと思います。第4条では、会長が総会の議長となり議事を整理するとなっております。

9ページの第10条では議事録の作成事項で、議事録署名委員を総会において議長が2名指名することとなっております。

11ページをお願いします。11ページは熊野市農業委員会規程でございます。会長等の互選、専決事項、事務局の所掌事務等を定めております。

13ページをお願いします。熊野市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程でございます。推進委員の募集方法や担当地区、選考委員会のことが記載されております。

17ページをお願いします。熊野市農業委員会の委員の選任に関することが記載されております。委員の募集方法や選考委員会の設置、市議会の同意を得ることなど委員の選任について定められております。

19ページをご覧ください。農業委員会の専門部会設置並びに会議規約を定めております。この部会は、農業委員会に関する法律第16条の2に定められおり、本市の場合は正式な部会ではありませんが、委員活動を円滑に進めるため、ここに定めております。決定事項はすべて総会で決定することとなっております。

21ページをお願いします。21ページは毎月の業務日程でございます。申請締め切りから総会までの流れは、この表のようになっております。許可申請書の受付締切日が毎月20日、現地調査は、当月の末から翌月3日ころにまでに、農地部会長、副部会長、地元委員、事務局職員で行います。総会は10日までに開催し、知事許可のものは総会終了後、県への進達を行います。申請受付日から許可日までの日数は、会長許可案件については概ね20日、県知事許可案件は概ね40日かかります。

本年度の予定については、別紙で令和3年度熊野市農業委員会予定表を配布させていただいております。日程等変わる場合は、事前に連絡させていただきます。なお、明日の現地調査は、井戸町1件、有馬町7件、新鹿町1件、飛鳥町2件、五郷町1件を予定しております。

24ページをお願いします。24ページは農地法第3条による下限面積等をうたっております。農地を農地として買う場合は、自ら耕作することが原則となっており、その上で各地区によって下限面積が定められております。10アール以上は、須野町・甫母町・ニ木島里町・ニ木島町・磯崎町・大泊町・木本町。20アール以上は、遊木町・新鹿町・波田須町・飛鳥町・五郷町・神川町・育生町・紀和町。30アール以上は、井戸町・有馬町。50アール以上は、久生屋町・金山町となっております。

また、空き家と同時に農地を取得する際は特例として下限面積は1アールに引き下げることとしております。

次に27ページをお願いします。27ページから31ページまでは、農地法第4条、第5条の農地転用許可基準が示されております。

農地転用許可は、農地区分に基づいた立地基準と転用目的の確実性等に基づく一般基準によりその可否が判断されます。

27ページから28ページには農地区分・立地基準について、30ページから審査基準であります。これは農林水産省から全国的に統一した基準により、許可事務の適正円滑化を期することとして制定されたものです。

次に32ページをお願いします。32,33ページは、熊野市農業委員会の申し合わせ事項でございます。農地法3条関係、圃場整備、始末書について記載しております。農地法3条関係では通作距離の範囲が定められております。市外居住者が、熊野市内において農地を求める場合の通作距離範囲は、一応表記のとおりとなっております。

新規参入者については、農地部会長、今回から、中立委員、地元委員、事務局職員による聞き取り調査を現地調査日に行っております。

35ページをお願いします。35ページは委員の報酬でございます。農業委員の報酬は、月額報酬で会長18,000円、副会長13,000円、委員11,000円で推進委員は委員と同額の11,000円となっております。また、能率給として活動と実績に応じた分がプラスアルファ上乘せ分があります。3月末に支払われる予定となっております。報酬の支払いにつきましては、指定口座への振込みとさせていただきます。振込み日は、総会開催日とさせていただきます。

資料には記載しておりませんが、全国農業新聞代月額700円も毎月の報酬から差し引かせていただいております。また、所得税につきましても源

泉徴収により、天引きさせていただいております。

最後に、委員さんの公務上の事故に対する保障に公務災害保険に加入しておりますことを報告させていただきます。なお、この資料にかかわらず、不明な点がございましたら、いつでも事務局にお問合せください。

議長 ただいまの事務局の説明に限らず、不明な点は、いつでも事務局に問い合わせいただきたらと思いますし、事務局の判断だけでいけないものについては、県にも問い合わせをするなどして説明させていただきます。

次に、事務局から連絡事項がございます。

事務局 はい、事務局。事務局から連絡事項を申し上げます。4月の農地転用申請農地等の現地調査は、本日、午後1時00分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の総会ですが4月9日、金曜日、午前9時30分から、文化交流センターでの開会を予定しておりますのでよろしく願いいたします。

なお、総会までに総会開催文書と総会事項書を送付させていただきますので、総会当日にご持参くださいますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 他に何かございませんか。

(なし)

議長 他にないようですので、本日はこれもちまして閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時52分)